## 「ファクタリング」を装ったヤミ金融にご注意ください

平成 29 年 1 月に、「ファクタリング」を偽装したヤミ金融が大阪府警に逮捕されたとの報道があり、その後も 8 月 30 日付日本経済新聞(電子版)などで、「ファクタリング」を装ったヤミ金融が横行しているとの報道がされているところです。

「ファクタリング」とは、一般に、企業が取引先に対して有する売掛金等の債権を買い取り、自己の危険負担で債権の管理・回収を行う金融業務をいいます。

「ファクタリング」の法的性質は、売買契約に基づく指名債権の譲渡ですが、譲渡人が売 掛金等の弁済期前に譲受人(ファクタリング業者)から金銭の交付を受けることができる点 において手形割引に類似します。

しかしながら、報道された事例では、売掛債権をファクタリング業者(※正確にいうと、ファクタリング業者を装ったヤミ金業者)に譲渡する一方で、同じ業者から高金利で金銭を借入れ、譲渡したはずの債権は結局戻ってきてしまったとのことであり、結局のところ、一連の取引は当該売掛債権を担保にした無登録での違法な貸付行為であったと判断されました。

金銭の貸付けを業として行う場合には貸金業の登録が必要となるところ、これら「ファクタリング」業者を装ったヤミ金融は、貸金業の登録をしていないため貸金業法違反(無登録営業)であり、かつ「ファクタリング」の手数料と称して高い金利を受け取っていました。

貸金業法違反になるかどうかは、個別の事案ごとに検討する必要がありますが、一般に、 債権の譲渡にあたって買主である譲受人に対し、当該債権の買戻請求権を付与する場合に は、債務者のデフォルトリスクを譲渡人が負担していることになり、当該債権を担保とした 金銭の貸付けであり、貸金業法第 2 条第 1 項「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付」に該当し、貸金業法上の無登録行為に該当する可能性が高いと思われます。

また、表面的には債権の買戻請求を行わないとしていても、実質的に債権の買戻しの約定があると評価される場合もあります。

特に「ファクタリング」業者との「売掛債権譲渡契約」を締結される場合において、下記のいずれかに当てはまる場合は、「ファクタリング」を装ったヤミ金融の可能性が高くなりますので、相手方業者の貸金業登録の有無を確認のうえ、手数料(債権額と買取額の差)が年率換算で事実上の高金利になっていないか、十分にご注意ください。

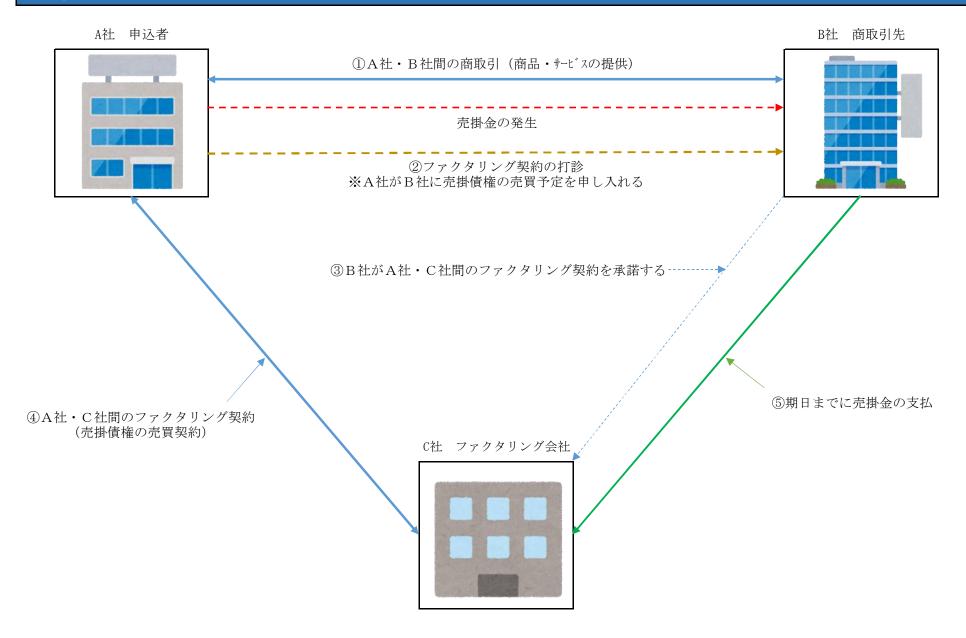
## <ファクタリングを装ったヤミ金融である可能性が高いケース>

記

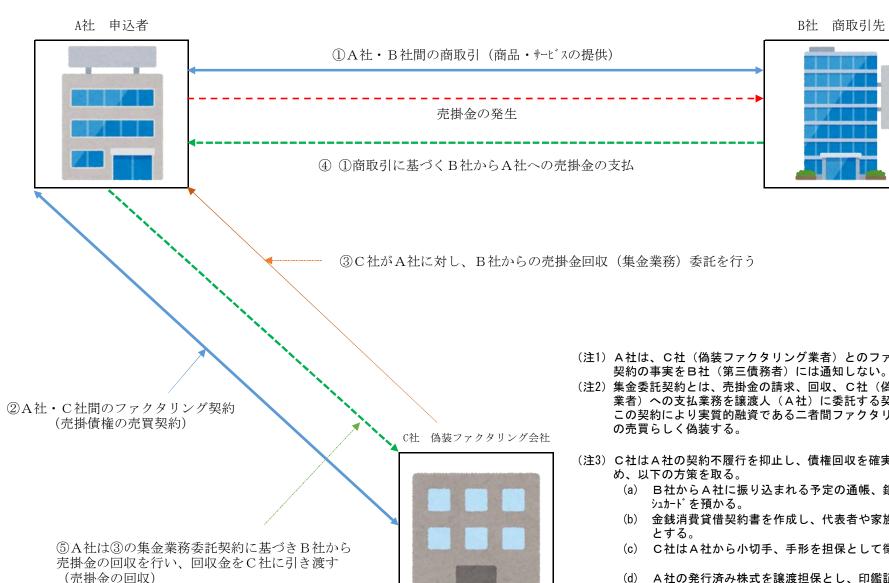
- ✓ 売掛債権譲渡契約に償還請求権が付いている。
- ✓ 売掛債権譲渡契約を結んだことを取引先に通知しない。
- ✓ 申込人の(売掛金振込予定の)通帳、銀行印、キャッシュカードを預かる。
- ✓ 金銭消費貸借契約を締結し、代表者や家族に保証人になることを求める。
- ✓ 小切手、手形を担保に入れさせる。
- ✓ 申込人の発行済み株式を譲渡担保とし、印鑑証明書、役員変更に関する登記委任状を 提出するよう求められる。
- ✓ 売掛金(現金)の受け取りが、銀行等からの送金ではなく手渡しでされる。
- ✓ 契約書の写し、領収書などの書類が渡されない。
- ✓ 手数料(債権額と買取額の差)が年率換算にすると、事実上、利息制限法の制限を超 えた高金利になっている。

問合せ先:業務企画部(佐藤 宮本 森) 電話 03-5739-3013

## 正規のファクタリングの事例 (三者間取引:売掛先の承諾があるケース)



## ファクタリングを装ったヤミ金融取引事例(二者間取引)



- (注1) A社は、C社(偽装ファクタリング業者)とのファクタリング
- (注2) 集金委託契約とは、売掛金の請求、回収、C社(偽装ファクタリング 業者)への支払業務を譲渡人(A社)に委託する契約である。 この契約により実質的融資である二者間ファクタリングを債権
- (注3) C社はA社の契約不履行を抑止し、債権回収を確実にするた
  - (a) B社からA社に振り込まれる予定の通帳、銀行印、キャッ
  - (b) 金銭消費貸借契約書を作成し、代表者や家族を保証人
  - (c) C社はA社から小切手、手形を担保として徴求する。
  - (d) A社の発行済み株式を譲渡担保とし、印鑑証明書、役 員変更の登記委任状を徴求する。